

愛媛地域医療構想推進戦略会議設置要綱

(目的)

第1条 本県の地域における効率的かつ効果的な医療提供体制を確保するために策定する地域医療構想について、策定から実現までを専門的な知見から総合的に支援するため、愛媛地域医療構想推進戦略会議（以下「推進戦略会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進戦略会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について必要な事務を行うものとする。

- (1) 地域の医療提供体制の調査及び分析に関すること。
- (2) 地域における医療提供体制の将来あるべき姿の検討に関すること。
- (3) 医療計画のP D C Aに資する分析及び調査に関すること。
- (4) 各地域における地域医療構想の策定及び実現の支援に関すること。
- (5) その他地域医療構想に関して必要な事項

(組織)

第3条 推進戦略会議は、知事が委嘱する委員10人以内をもって組織する。

- 2 推進戦略会議に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 3 座長は、推進戦略会議を代表し、会務を総理する。
- 4 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名した委員がその職務を代行する。

(任期)

第4条 推進戦略会議の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 推進戦略会議は、座長が招集し、これを主宰する。

- 2 座長は、必要があると認められるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を求めることができる。

(ワーキンググループ)

第6条 推進戦略会議に、第2条各号に規定する事項を専門的に行わせるため、ワーキンググループを置く。

- 2 ワーキンググループは、座長が指名する班長及び班員をもって組織する。
- 3 ワーキンググループの会議は、班長が招集し、これを主宰する。
- 4 班長は、必要があると認められるときは、班員以外の者を会議に出席させ、その意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 推進戦略会議の庶務は、保健福祉部社会福祉医療局医療対策課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進戦略会議の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年1月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 6 月 27 日から施行する。